

公益財団法人いわて産業振興センター（いわての物産展等実行委員会）が行う
物産展等に係る出展及び出品商品基準

（目的）

第1 この基準は、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が行う物産展等への出展業者及び出品商品等について、規定を明確にすることにより、物産展等の質の維持向上を図り、消費者の信頼を高めるとともに岩手県のイメージアップに寄与することを目的とする。

（出展業者）

第2 出展業者は、県内に主たる事務所を有する事業者で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内に製造加工を行う事業所を置く製造業者
- (2) 県内に販売を行う事業所を置く卸売・小売業者
- (3) 県又は市町村が推薦する業者
- (4) その他いわての物産展等実行委員会で適当と認められた業者

（商品の要件等）

第3 出品商品は、製造若しくは加工の最終工程が県内で行われたもの又は県内業者が企画し、県内産の主原材料を使用して製造されたもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 品質及び内容が消費者の信頼に十分応えることができるもの
- (2) 包装、意匠及び容器が適切なもの
- (3) 通常の需要に応じられる程度の生産量を有するもの
- (4) 販売価格が適正なもの
- (5) 食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していないもの

（運用）

第4 センター理事長は、物産展等において、この基準が遵守されているか隨時確認を行うものとし、基準を満たさない商品があった場合は、すみやかに主催者である百貨店及び出展業者等と協議のうえ、適切に措置するものとする。

（その他）

第5 この基準に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、センター理事長が別に定める。

（公表）

第6 この基準はセンターホームページにより公表する。

附 則

この基準は、公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月29日から施行する。